

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件（平成十八年総務省告示第六百号）の一部を改正する件新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現 行									
<p>施行規則第 28 条第 10 項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第 1 項及び第 2 項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該義務船舶局のある船舶の区分</th> <th>無線設備の機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器	(略)	(略)	<p>(匡十)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該義務船舶局のある船舶の区分</th> <th>無線設備の機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器	(略)	(略)
当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器										
(略)	(略)										
当該義務船舶局のある船舶の区分	無線設備の機器										
(略)	(略)										
<p>注 1～25 (略)</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア 設備規則第 40 条の 4 第 2 項から第 5 項までに規定するインマルサット船舶地球局又は設備規則第 49 条の 24 各項に規定するインマルサット携帯移動地球局の無線設備</p> <p>イ 設備規則第 49 条の 23 第 1 号及び第 2 号並びに第 49 条の 23 の 2に規定する携帯移動地球局の無線設備</p> <p>ウ・エ (略)</p>		<p>注 1～25 (略)</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア 設備規則第 40 条の 4 第 2 項から第 5 項までに規定するインマルサット船舶地球局又は同規則第 49 条の 24 各項に規定するインマルサット携帯移動地球局の無線設備</p> <p>イ 設備規則第 49 条の 23 第 1 号及び第 2 号に規定する携帯移動地球局の無線設備</p> <p>ウ・エ (略)</p>									

(2) (略)

27 (略)

(2) (略)

27 (略)